

トレーサビリティーの取組み

目的

JAグループが取扱う米穀は安全・安心を基本としており、信頼の確保のため取組むものです。

- ①マニュアルに沿った栽培の遵守。
- ②100%種子更新。(JA以外からの購入は資材明細添付票が必要)
- ③記録簿・圃場確認簿兼資材明細添付票の作成提出。(期限厳守)
- ④農薬の適正使用。(記録簿の内容をJA確認)
- ⑤米穀のコンタミ(異品種・異物混入)防止。

取組み内容

栽培記録簿の記入用紙は前期・後期の2枚となります。
簡素化された様式ですので、記入の際は正確にお願い致します。

JAの取組み		生産者の取組み	
内 容	実施期日	内 容	実施期日
①記録簿(前期)及び圃場確認簿兼資材明細添付票の配布。	5月～	⑥記録簿(前期)及び圃場確認簿兼資材明細添付票の記入。	5月～
②記録簿(前期)及び圃場確認簿兼資材明細添付票の確認。 (種子証明書の確認)	6月下旬	⑦記録簿(前期)及び圃場確認簿兼資材明細添付票の提出。	6月下旬
③記録簿(後期)の配布。		⑧こだわり米生産圃場旗の設置。	
④こだわり米生産圃場旗の配布。		⑨記録簿(後期)の記入。	7月～
⑤記録簿(後期)の確認。	8月中旬	⑩記録簿(後期)の提出。	8月中旬
記録簿(前期)、記録簿(後期)及び圃場確認簿兼資材明細添付票の最終確認。	検査前	※期日までに必ず提出して下さい。	



関係法令

農薬取締法

違反者には罰金(100万円以内)又は懲役刑(3年以内)が科せられます

●農薬の適正使用(適用作物・散布量・倍率・回数・使用時期)

- ・隣接作物への飛散防止
- ・農薬の厳重な保管(鍵のかかる倉庫や保管庫)
- ・散布者の防除時の服装(手袋・マスク・帽子)
- ・有効期限切れや登録失効農薬の使用禁止
- ・散布機械やタンクの使用前・使用後の洗浄

種苗法改正

平成17年6月21日施行
総使用回数オーバーは農薬取締法違反

●農薬取締法の作物毎の農薬総使用回数を厳守するために育苗段階で使用した農薬名と使用回数を明示することが義務づけられました。

ポジティブリスト制

平成18年5月29日施行
食品衛生法の残留農薬基準により基準値オーバー時は流通禁止・回収

- 700余りの農薬等で作物毎に残留基準値が設けられました。
- これからもれる農薬については、一律0.01ppmの残留基準が適用されます(規制対象となる作物の範囲が広がり、規制が強化されました。)

※隣接圃場作物への農薬飛散(ドリフト)防止に努めましょう!

「米トレーサビリティ法」について

食品のトレーサビリティ

- 生産から販売の各段階を通じ、食品の移動をわかるようにすることです。
- 食品事故発生時に素早く回収や原因究明ができ、安全な他の流通ルートでの取引が継続できます。

米トレーサビリティ法※

- お米の産地情報を取引先や消費者に伝達します。
- 生産者の皆様だけでなく、米・米加工品に関わる事業者が、以下の取組みを行わなければならない事になっています。
- もし、食品事故や産地偽装が起こっても、その原因を速やかに把握できます。

※「米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」



生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、

- 伝票等を保存していなかった場合には…
罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

次の事業者が正しく産地を記録し、消費者にまで正しく産地を伝達できるよう、

- 事業者間の産地情報伝達に義務違反があった場合には…
罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。
- 一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には…
勧告・命令を行い、該当命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。